

令和 9 年度

四日市市会計年度任用職員（看護助手）募集案内

（令和8年10月17日試験実施分）

1 募 集 職 種 市立四日市病院の看護助手（会計年度任用職員フルタイム）

2 採用予定人数 2人程度

3 採用予定日 令和9年4月1日

4 受験資格 次の①～③の条件を満たす人

- ① 義務教育を修了し、昭和42年4月2日以降に出生した人
- ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

5 試験日時と会場

令和8年10月17日（土） 午前9時～

※試験開始時間は受験者によって異なる場合があります（応募者に別途通知します）

市立四日市病院 （四日市市芝田二丁目2番37号）

6 試験科目

筆記試験、小論文、適性検査、面接

7 受験申込方法

（1）市立四日市病院職員採用試験受験申込フォームから必要事項の登録を行ってください

URL：<https://logoform.jp/form/7p72/1730429>

※受験申込フォームからの登録は1回までとします

複数回入力してしまった人や入力を間違えた人は、市立四日市病院総務課

（TEL（059）354-1111 内線5215）まで連絡してください



（2）職員採用試験受験票に必要事項を記入し、以下の書類を同封して提出してください

- ① 写真（受験票に貼付、3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真） 2枚
- ② 返信用封筒（長形3号） 2通
（2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ってください。氏名の後に「様」を記入してください。）
- ③ 在留資格を証する書類（住民票等） 1部（外国籍の人）

●受験申込を完了するためには、（1）、（2）両方の手続きが必要です

8 申 込 期 限

- ・受験申込フォームからの登録

令和8年10月6日（火）午後5時15分まで

- ・受験票（7（2）の書類）の提出

令和8年10月6日（火）までに必着（郵送も同じ）

※受付時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

9 受験票等の提出先

〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号

市立四日市病院 総務課 Tel (059) 354-1111 内線5215

※郵送の場合は、封筒に「受験票等在中」と朱書すること

10 試験結果通知 令和8年10月30日（金）郵便にて受験者宛発送予定

11 そ の 他

※試験日当日は、試験開始時間の15分前に着席すること

※鉛筆（BまたはHB）数本と消しゴムなどの筆記用具を持参すること

- 採用後の給与等（令和8年4月1日現在）（金額は地域手当（9％）を含む）

- ① 月額給料 242,634円

★前職歴に応じて加算される場合があります（上限あり）

★諸手当として、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当等が支給されます

★民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります

★「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

- ② 勤務時間 1週間あたり38.75時間

日勤：午前8時30分～午後5時15分

※早出（午前7時15分～午後3時45分）・遅出（午前10時30分～午後7時）の変則勤務があります

- ③ 休 日 土曜日、日曜日、祝日

年末・年始（12月29日～1月3日）

※土曜日等休日に勤務する場合があります

- ④ 休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた特別休暇があります

⑤ 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和１０年３月３１日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和１２年３月３１日まで。）

（その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし、６３歳を超えての再度の任用はありません。）

⑥ 福 利 厚 生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています

《 参 考 》

☆ 地方公務員法第１６条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- １．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者